

巻頭言

ミャンマーと私のかかわり — 法整備支援の経験から —

元知的財産高等裁判所判事

弁護士（三村小松山縣法律事務所）

三 村 量 一

1 はじめに

手許のパスポートを見ると、2016年2月から2019年12月まで合計9回ミャンマーを訪問している。そして、毎回の訪問で訪れているのは、首都ネピドーである。

ミャンマー（ミャンマー連邦共和国，Republic of the Union of Myanmar）は1989年に採用された新たな国名であり、多くの人にとっては旧国名ビルマの方がなじみ深いであろう。中国，タイ，ラオス，インド及びバングラデシュと国境を接し，南北に伸びる長い国土を有する。経済の中心は，旧首都ヤンゴン（Yangon，旧名称ラングーン）である。ネピドー（Nay Pyi Taw）は2006年に首都とされた新設都市で，ヤンゴンの北方約300キロメートルの地点にあり，ヤンゴンから空路で約50分，陸路（自動車）で約4時間30分を要する。日本からネピドーへの直行便はなく，ヤンゴン又はバンコク等の空港で乗換えを要する。国会議事堂，連邦最高裁判所（以下「最高裁」という。）や連邦法務長官府（以下「法務長官府」という。）等の中央官庁はネピドーに所在する。ネピドーは，ブラジリア等の都市と同様に，首都としての機能を果たすために計画的に建設された人工都市であり，20車線の広い道路が張り巡らされた広域のなかに政府機関の大規模な建物といくつかの大規模ホテルが散在するが，商店や飲食店はわずかしかな存在しない。ちなみに，20車線道路は有事の際には軍用機の滑走路として用いられるものと推測されている。最高裁は，法廷のほか職員の執務室や会議室等も備えた大規模な建物である。最高裁には，業務予算部，国際関係・研究部，民事部，刑事部等の複数の司法行政部局が置かれており，幹部職員は下級審の裁判官と同じ法曹資格者である。この司法行政部局の位置付けは，我が国における最高裁事務総局と同様ということが出来る。



【最高裁の建物】

2 ミャンマーにおける知的財産法の整備と我が国の支援

ミャンマーは英国領であったことから、独立後も基本的には英国系の法制が維持され、知的財産法分野においても、商標等につき英国系の法律が一部存在したが、不十分なものであった。

そのようななかで、GATTの加盟国であったミャンマーは、1995年のWTO設立によりその加盟国となり、これに伴ってTRIPS協定の規定に従った知的財産法制を導入する必要性に迫られた。TRIP協定上の開発途上国に対する移行措置の猶予が2005年末から2013年、更に2021年に延長されるなか、知的財産法の整備は必ずしも進展していなかったが、2015年11月の総選挙により成立した民主政権の下、科学技術省（後に教育省に移管）を中心に検討が進められ、2017年7月には知的財産4法（商標法、意匠法、特許法、著作権法）の法案が連邦議会に提出された。その後、上院（民族院）・下院（人民院）での審議を経て、2019年1月30日に商標法及び意匠法が、同年3月11日に特許法が、同年5月24日に著作権法が、それぞれ成立した。これらの法律は2020年夏頃までに施行することが予定されていたが、コロナ禍の影響により施行が遅れている。2021年夏頃までには知財庁が開設されて商標法が全面的に施行されることを期待したい。

これらの新たに制定された知財法に基づく権利の登録手続や無効手続における知財庁の決定に対しては、裁判所に取消訴訟を提起して司法審査を求めることができることとされており、取消訴訟及び権利侵害訴訟の管轄裁判所や訴訟手続については、広く最高裁の規則に委ねられている。これを受けて、最高裁においては、各知財法の施行に間に合わせるべく、知財関連の訴訟規則の制定作業を行っており、現在、商標関係訴訟規則の制定作業が佳境にさしかかっている。

このようにミャンマーにおいて知財法の制定作業が行われ、その施行に向けての体制整備が進むなか、我が国は、知的財産4法の法案作成については、世界知的所有権機関（WIPO）と共に特許庁及び文化庁が支援を行っていた。2013年には、特許庁は、ミャンマー知的財産制度整備支援チームを結成して、知財法案を含む知的財産制度構築に向けた援助を始めた。また、同年から、JICAの技術協力プロジェクトとして、ミャンマー法整備支援プロジェクトが開始され、これまで現地セミナーの開催や本邦研修等を含め、様々な形態で知的財産法関連分野における協力が行われている。また、これに対応して、ミャンマー側においても、最高裁にワーキンググループが設置されている。

私は、当初、特許庁のミャンマー知的財産制度整備支援活動に携わっていたが、2016年に熊谷健一教授（明治大学）、小野寺良文弁護士（森・濱田松本法律事務所）と共にJICAのミャンマー法整備支援プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）における知的財産法アドバイザリーグループのメンバーとなり、以来、本プロジェクトを中心にミャンマーにおける知的財産法整備の支援に携わっている。

本プロジェクトについて特筆すべきなのは、一つには、日本側・ミャンマー側の双方とも、省庁の垣根を超えて連携して活動していることである。すなわち、日本側では、法務省、JICAと特許庁が連携して活動しており、ミャンマー側では、最高裁、法務長官府、教育省のみならず連邦議会議員を含む議会関係者、税関、警察等を含んだ形で活動を行って

いる点である。もう一つの点は、本プロジェクトが知的財産4法の議会での審議の段階から開始されたことと、ミャンマーでは最高裁が訴訟手続に関しては広範な権限を有していたことから知的財産4法の内容に関わる関与ができた点である。ミャンマーでは、議会における審議の過程において法案の内容を訂正することが日常的に行われている。今回も、議会における法案の訂正を想定して、知的財産4法について知財庁の決定に対する取消訴訟や権利侵害訴訟を見据えた形で、議会関係者への働きかけ等を行うことができた。この点に関しては、我が国では、実体法の立法作業の段階から当該法律の司法を通じての実現を想定しての議論がされることは稀である。私は、最高裁事務総局民事局に籍を置いていた1980年代当時、「株券等の保管及び振替に関する法律」の法案作成作業に際して法案作成時から関与して、株式等に関する権利に対する強制執行の手続を最高裁判所規則に委任する条項を同法に設けてもらった経験があるが、このように実体法の法案作成作業の段階から、司法を通じての権利実現の観点からの裁判所の意見が反映されることは我が国では稀である。

3 現地セミナー

知的財産法アドバイザーとしての私の活動の中心をなすのは、ミャンマーにおける現地セミナーへの参加であり、今までの私のミャンマー訪問はいずれも同セミナーに関連するものである。

現地セミナーは、JICAと最高裁の共催に係るものであり、日本側の参加者は、アドバイザーグループすなわち熊谷教授、小野寺弁護士と私のほか、JICA法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家及び現地スタッフである。ミャンマー側は、セミナーのテーマによって異なるが、原則として、最高裁ワーキンググループのメンバーを中心として、ヤンゴンに所在する高裁・地裁の裁判官であり、合計20名前後である。2日間にわたって行われる。



【現地セミナーの風景】

テーマとしては、①議会で審議中の知財法案の内容についての検討（審議中の内容訂正の可能性を含めての検討）、②審議中の知財法案を前提としての訴訟規則案の作成、③知財

訴訟を担当する裁判官向けの解説書の作成，④想定事例に基づく研修などである。現地セミナーは，現地のミャンマー人通訳を介して，日本語とミャンマー語で行われるが，日本側アドバイザーグループと参加者の間で英語で直接やりとりを行うこともある。知財法案の内容の検討や訴訟規則案の作成等に際しては，当初は，日本側アドバイザーが日本や欧米諸国の法制の内容を説明する場面が多かったが，回を重ねるにつれて，ミャンマー側参加者からの積極的発言が増えていった。知財法案の内容検討や訴訟規則案の作成の場面では，ミャンマーにおける他の法律や一般的な訴訟法（民事訴訟法，証拠法）との整合性について，ミャンマーの裁判官メンバーの間で議論の応酬がされることもあった。ミャンマー語での法案の表現や一般的な訴訟法との整合性については日本側に知識が乏しいため，ミャンマー側参加者間での討論の結果を示されて，それに対するコメントを行うという形になることも多かった。訴訟規則案の作成や想定事例に基づく研修を行う場合には，セミナー会場においてミャンマー側参加者がいくつかの小グループに分かれてグループごとの検討結果を発表するというグループワーク形式をとる場合もあった。



【グループワークの風景】

数回にわたる現地セミナーの実施を通じて感じたことは，最高裁ワーキンググループをはじめとするミャンマー側の裁判官には，共通意識として英国法的な考え方，すなわちコモンロー的思考や法の支配を重視する考え方が浸透していることである。今回の知財法案において知財庁の決定に対する取消訴訟に関する条文が，省庁間での大きな対立もなく取り入れられたのも，このような背景があったためと理解される。

ちなみに，今回の支援作業を通じて気付いたことは，一つは，最高裁のワーキンググループをはじめとする裁判官等には，日本の大学への留学経験者が多いことである。これは，長年にわたって続いた軍事政権下では欧米の大学への留学が困難であったことが理由であるが，結果的に親日的な裁判官や官僚が多いという好ましい状況を生み出している。早稲田大学等の在京大学のほか，名古屋大学，広島大学，新潟大学等の地方の大学への留学経験者も少なくない。本プロジェクトに関して，終始ミャンマー側の責任者として参加し，ミャンマー側参加者を指導してきたティン・ヌエ・ソー（Tin Nwe Soe）女史（最高裁司法監

督局長)も、広島大学への留学の経験者である。また、最高裁のワーキンググループをはじめ教育省等も含めて、幹部職員に占める女性の割合が多いのも特色である。幹部職員への女性の進出という面では日本よりはるかに進んでいるが、この背景としては、軍事政権下において男性が軍部の役職に就くことを希望していたといった事情が存在したのではないかと推測される。

このような裁判所メンバーを参加者としての現地セミナーに加えて、検討結果を他の関係者と共有する趣旨で、いわば拡大セミナーとして、裁判所メンバーに法務長官府、教育省、税関、警察や議会関係者を加えてのセミナーも実施されている。

4 本邦研修

上記のような現地セミナーのほか、日本での研修も行われている。裁判所メンバーのほか法務長官府、教育省、税関、警察や議会関係者を日本に招いての研修である。参加者は15名程度であり、期間は2週間である。プログラムは、ミャンマー語の通訳を介しての日本や欧米諸国の法制に関する講義のほか、裁判所、官庁や各種施設の訪問等を内容としている。ミャンマー側関係者に日本への理解を深めてもらうという点で、貴重な研修である。

5 今後の活動等

本年(2020年)は、3月上旬に本邦研修、同月下旬に現地セミナーを実施することが予定されていたが、コロナ禍の影響により日本・ミャンマー間の渡航が制限されたことなどから、予定されていた本邦研修及び現地セミナーは中止された。今後のコロナ禍の状況及び渡航制限の緩和次第であるが、事態が改善して、我が国やミャンマーでの研修・セミナーの実施が可能となれば、本プロジェクトの活動に引き続き参加していきたい。